

派遣先事業主の皆様へ

～派遣労働者の労働災害について、国が労災保険給付相当額を派遣先事業主に請求する場合があります～

- 労働者派遣法と併せて労働者災害補償保険法が改正され、派遣先の事業主に対する報告徴収や立入検査の権限が付与されました。

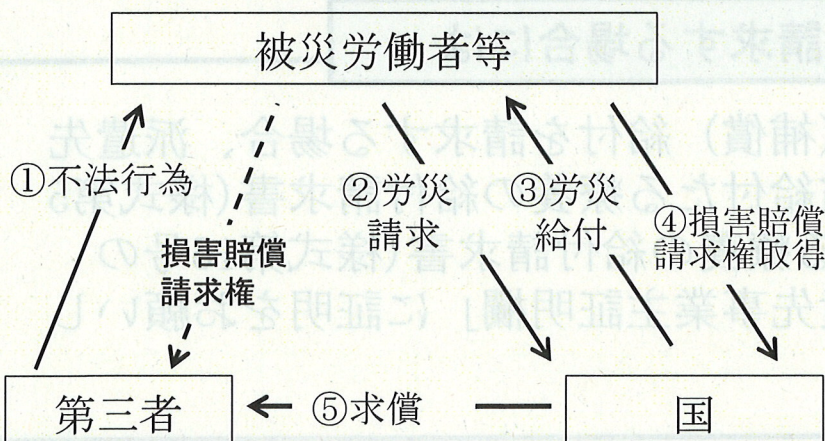


派遣労働者に発生した労働災害に対して派遣先の事業主が派遣労働者に損害賠償責任を負う場合（第三者行為災害）で、国が労災保険給付をしたときは、国は労災保険給付の価額の限度でその損害賠償請求権を取得し、派遣先の事業主に対して請求（求償）します。

労働者災害補償保険法における第三者行為災害とは

労災保険給付の原因である災害が「第三者」（政府・事業主・被災労働者以外の者）の行為等によって生じたもので、当該第三者が被災労働者（又は遺族）に対して損害賠償の義務を有しているものを言います。

国が第三者に求償する場合の流れ



労働災害が第三者の不法行為によって生じた場合には、被災労働者等への損害のてん補は、最終的には、国ではなく、損害賠償責任を負う第三者に負担していただきます。



派遣労働者の労働災害について求償を行う場合

派遣労働者の労働災害について、次の①・②の両方に該当する場合は、第三者行為災害として派遣先事業主に対し求償を行うこととなります。

① 派遣労働者の被った災害について、派遣先事業主の安全衛生法令違反が認められる場合

② 上記①の安全衛生法令違反が、災害の直接原因となったと認められる場合

(※) 派遣労働者にも安全衛生法令違反が認められるなど、求償に当たって派遣労働者の過失分を相殺する場合があります。

派遣労働者が労災請求する場合には

派遣労働者が療養（補償）給付を請求する場合、派遣先事業主は、「療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)」、「療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)」様式裏面の「派遣先事業主証明欄」に証明をお願いします。

詳しくは、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。